

下田市公告第 27 号

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により  
経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 17 日

下田市長 松木 正一郎



記

1 経営管理権集積計画の対象森林  
別紙のとおり

2 縦覧場所  
下田市産業振興課

3 縦覧時間  
下田市の休日を定める条例（平成 4 年下田市条例第 32 号）に規定する休日以外の日の午  
前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4 本公告により、下田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定さ  
れる。